

プロジェクトマネジメント・スペシャリスト(PMS)

資格継続学習基準

(第五版 2019年5月1日)



特定非営利活動法人日本プロジェクトマネジメント協会

本書の無断複写（コピー）は、著作権侵害となります。

「PMAJ」「P2M」「PMR」「PMS」は、日本プロジェクトマネジメント協会（PMAJ）の登録商標です。

はじめに

1. プロジェクトマネジメント・スペシャリスト（PMS）資格継続学習基準について

プロジェクトマネジメント（以下「PM」）の適用分野は広く、PMのプロフェッショナルは、常に最新PM知識の維持と更新、技能の琢磨、管理手法の習得等に努め、急速な環境変化や社会の複雑化に対応できるように備えておくことが重要です。

日本プロジェクトマネジメント協会（PMAJ）では、PMS資格認定登録者（以下「PMS資格者」）に対し、PMに関する知識レベルの維持・向上、当該分野の最新知識の習得および実務家としてのPMの実践が必要との見地から、資格継続にあたっての学習基準を定めました。

資格継続学習基準の適用にあたっては、対象となるこうしたPMの諸活動を定量的に把握するため、CPU（Continuing Professional Development Unit）と称するポイントを設けました。PMS資格者は資格有効期間である3年の間に、規定のポイントを取得することが資格更新の条件となります。

さらにPMAJでは、PMS資格者に対し、資格継続学習による実践・経験への展開、プログラムマネジャー・レジスタード（PMR）資格への挑戦、および「プログラム&プロジェクトマネジメント標準ガイドブック（P2M）」の普及・啓蒙・教育訓練への関与を期待し、これら活動や貢献もCPUの対象として評価します。

このような観点から、「PMS資格継続学習基準」を定めます。

2. 資格継続学習の視点

PMS資格継続学習基準では、PMS資格者がCPUを取得するにあたり、次のような視点を重視します。

①知識の維持

PMS資格者は、プロフェッショナルとして常に自己研鑽し、PMに関する知識を維持すること。

②技術革新・進歩への対応

PMS資格者は、進歩する科学・技術に常に関心を持ち、新しい技術の習得、応用を通じて、自己の知識を向上させること。

③P2Mの普及・啓蒙・教育訓練への寄与

PMS資格者は、社会環境の変化、国際的な動向に常に関心を持ち、P2Mの普及・啓蒙と後継者の育成を図ること。

④倫理の維持と行動理念

PMS資格者は、プロフェッショナルとして、P2Mの倫理観に照らして、その関与する行動が公益を害することのないようにすること。

《目次》

PMS 資格継続学習基準

1. 定義	P1
2. 継続学習の活動分野	P1
3. CPU ポイント	P1
4. CPU の申請	P1
5. 資格更新	P2
6. その他	P2

付属資料

・別紙1：継続学習形態と CPU ポイントの総括表	P3
・別紙2：継続学習形態と CPU ポイント表	P4
・別紙3：CPU の申請および資格継続の手続き表	P7
・別紙4：CPU 記録様式	P9
・CPU 記録簿（入力フォーム）	P9
・プロジェクト実務活動記録（様式 A）	P11
・プロジェクトマネジメント教育講師 実施記録（様式 B）	P12
・PM 団体活動記録（様式 C）	P13
・プロジェクトマネジメント講習会 受講記録（様式 D）	P14
・別紙5：CPU に関する Q&A	P15

PMS資格継続学習基準

1. 定義

PMS資格継続学習基準では、日本プロジェクトマネジメント資格要綱に定める資格有効期間3年の間に行うべき継続学習の対象となる活動分野、CPUポイントおよびCPUの申請手続き等を定める。

＊2015年6月以前のPMS資格試験合格者で、2016年4月以降に資格更新手続き未実施の者の資格有効期間は5年である。

2. 継続学習の活動分野

以下の4分野について、継続学習の活動分野としてCPUポイントを定める。

- 1) 実務活動
- 2) 自主研究
- 3) 普及・啓蒙・教育訓練
- 4) 受講

3. CPUポイント

各活動分野における、CPUポイントは別表1に定める。

PMS資格者は、資格有効期間中に48ポイント以上のCPUポイントを取得しなければならない。

＊2015年6月以前のPMS資格試験合格者で、2016年4月以降に資格更新手続き未実施の者は80ポイント以上のCPUポイントを取得しなければならない。

4. CPUの申請

CPUの申請は1年毎に行う。

1) 申請期間

資格認定書記載の有効期限の月日によって、申請期間が異なる。

有効期限の月日	申請期間
3月31日または4月30日	3月～4月
9月30日または10月1日	9月～10月

2) 合格1年目の継続学習期間と申請期間

PMS資格試験の受験月によって、1年目の継続学習期間は1年以上となる。

CBT試験月	1年目 継続学習期間	申請期間
2月合格者	合格年3/1～翌年3/31	合格翌年3月～4月
6月合格者	合格年7/1～翌年9/30	合格翌年9月～10月
10月合格者	合格年11/1～翌々年3/31	合格翌々年3月～4月

3) CPU申請手続き

- ・PMAJは申請期間となった旨を該当するPMS資格者にe-メールで案内する。
- ・PMS資格者は、1年間の資格継続学習の実績を「CPU記録簿」に記載し、PMAJに提出する。
- ・PMAJでは記載内容を検証したうえで、申請内容を登録する。

4) CPU審査

- ・毎年PMAJは、PMS資格者から対象者を抽出して継続学習の状況を確認する。
- ・対象として抽出されたPMS資格者は、記録等の提出依頼に基づき、保管している記録の写しをCPU申請の証跡としてPMAJに提出する。
- ・記録等を提出しなかった場合、またはCPU記録簿への記載内容と証跡とが不整合だった場合等、PMS資格者に対してPMAJがCPU記録の訂正を要請することがある。

5) CPU申請記録の保管

- ・PMS資格者は、CPU申請に係る証跡を3年間保管し、PMAJから資料提出の要請があった場合には速やかに提出しなければならない。

6) CPUポイント取得状況

- ・PMAJは、PMS資格者からの問い合わせがあれば本人のCPUポイント取得状況を開示する。

5. 資格更新

1) 資格有効期限に到達し、48ポイント以上のCPUポイントを獲得したら資格の更新が可能となる。

- ・PMAJは、資格有効期限に到達する申請期間において、CPUポイントが48ポイント以上となっているPMS資格者に対して、資格更新手続きをeメールで案内する。
- ・更新手続きの案内に基づき、PMS資格者が資格登録申請を行うと資格有効期限が3年間延長する。
- ・48ポイントを超えるCPUポイントを取得しても、超過分のポイントを翌期に繰り越すことはできない。

2) 資格期限までに更新条件を満たすことができなかった場合は、PMS資格は失効する。

＊2015年6月以前のPMS資格試験合格者で、2016年4月以降に資格更新手続き未実施の者は80ポイント以上のCPUポイントを取得しなければならない。

6. その他

本基準は、定期的に見直しを実施する。

以 上

<付属資料>

別紙1：継続学習形態とCPUポイントの総括表

別紙2：継続学習形態とCPUポイント表

別紙3：CPU申請および資格継続の手続き表

別紙4：CPU記録簿（入力フォーム）、様式A～D

別紙5：CPUに関するQ&A

<改定履歴>

第一版	2003年 2月19日
第二版	2005年11月 1日
第三版	2009年 3月12日
第四版	2015年10月 1日
第五版	2019年 5月 1日

継続学習形態と CPU ポイントの総括表

基本単位は、受講 1 時間を 1CPU とする。

PMAJ から申請内容審査の要請があれば速やかに提出できるよう、所定の様式で活動記録を保管しておく必要がある。

活動分野	基本単位 (単独) 1CPU/1 時間	備 考
I 実務活動	1CPU/150 時間+加算/件 (上限 10CPU/年、加算点の上限 2CPU/件)	
II 自主研究	3~5CPU/件 (上限 10CPU/年)	
III 普及・啓蒙・教育訓練		
1) 書籍の著作	40CPU/冊	ただし、共著者は 20CPU/冊、監修者・編集者は 10CPU/冊 P2M 以外はそれぞれ半分となる
2) テキストまたはジャーナル の著作	20CPU/編	ただし、共著者は 10CPU/冊、監修者・編集者は 6CPU/冊 P2M 以外はそれぞれ半分となる
3) PM 受賞	6~10CPU/件	
4) 講師	1~5CPU/1 時間	
5) PM 団体活動	1~2CPU/3 月 (上限 10CPU/年)	
6) その他関連業務等参加	1~2CPU/各単位 (上限 10CPU/年)	
IV 受講	0.5~2CPU/1 時間	

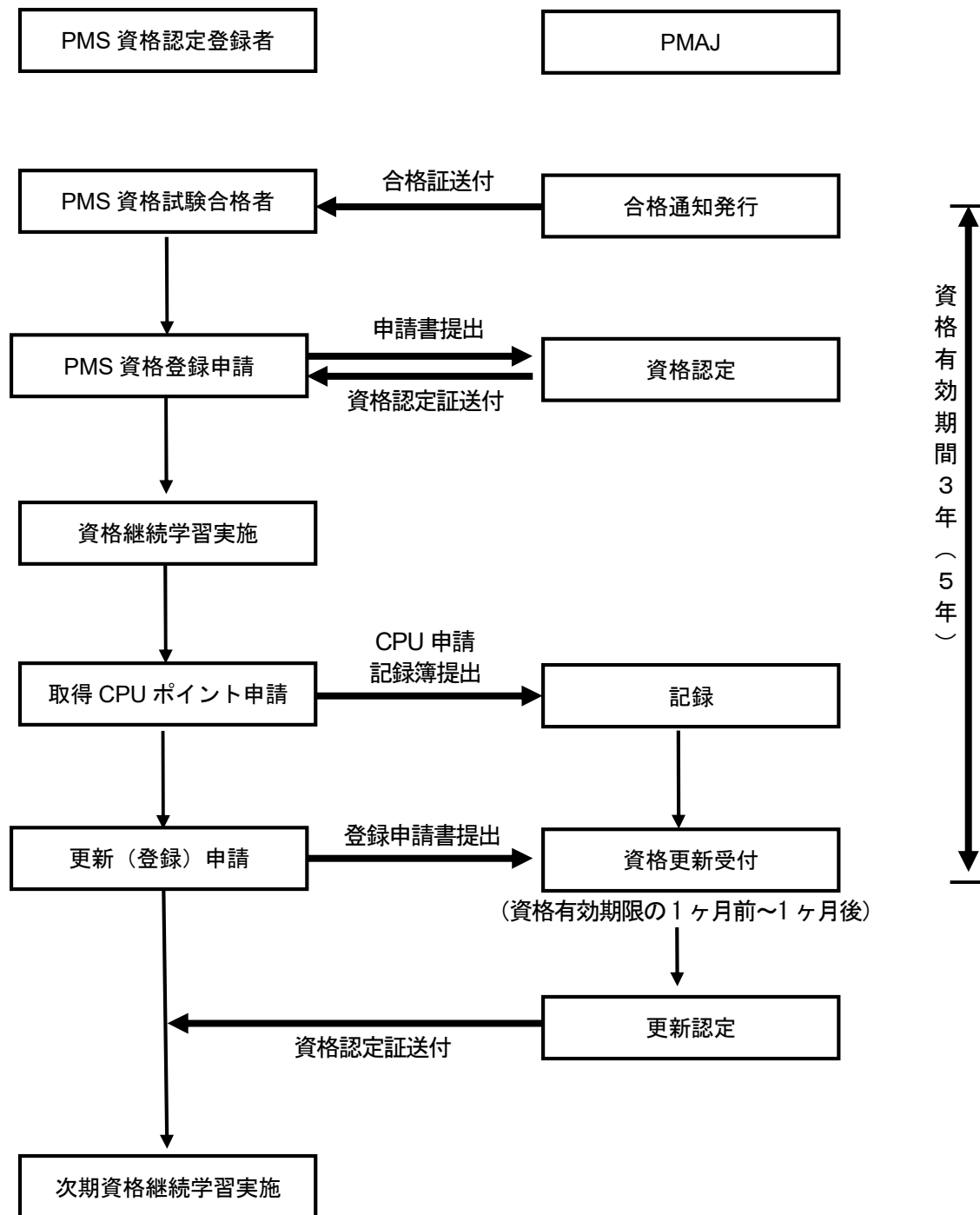
継続学習形態と CPU ポイント表

活 動 分 野	区分	活 動 内 容	CPU	CPU 単位	補 足 コ メ ン ト
I 実務活動	a 実務	(1)PM 実務活動（基本点）	1	150 時間	・ 年間の上限は 10CPU * 担当したプロジェクト（またはプログラム、以下同様）毎に、指定様式（様式－A）に記入して保管する。
		(2)プロジェクトマネジャー加算点 下記に該当する項目が 1 件あれば 1CPU、2 件以上あれば 2CPU。 ①複雑なプロジェクトを遂行した。	1 or 2	プロジェクト	・ プロジェクトマネジャーと同等の責任ある立場の人も対象とする。 ・ 担当プロジェクトにつき、上記の指定様式（様式－A）に付記する。 ・ 加算点は、プロジェクト毎に上限 2CPU となる。
		②難度の高いプロジェクトを遂行した。			
		③新規性・創造性のあるプロジェクトを遂行した。			
		④企業貢献度の高いプロジェクトを遂行した。			
		⑤社会的影響度の高いプロジェクトを遂行した。			
		⑥大規模なプロジェクトを遂行した。			
II 自主研究	a 自主研究	(1)PM に関する研究や学習等の推進 ①P2M の内容を研究課題とし、成果を小論文、レポートにまとめた。	5	件	・ 年間の上限は 10CPU ・ 小論文、レポートは A4 で 5 枚を目途とする。 ・ P2M あるいは一般 PM に関する内容であれば、社内報告や PMAJ 以外が発行する論文集への寄稿等も対象とする。 ・ 共同で研究した場合も対象とする。 * 小論文・レポートあるいは学習の記録等を保管する。
		②一般 PM の内容を研究課題とし、成果を小論文、レポートにまとめた。	3	件	

活 動 分 野	区分	活 動 内 容	CPU	CPU 単位	補 足 コ メ ン ト
Ⅲ 普及・啓蒙・教育 訓練	a 著作	(1)書籍の著作 1)P2M に関する書籍制作 ①著者	40	冊	・ 一般の PM に関する書籍制作については、 左記の半分のポイントとする。 * 書籍を保管する。
		②共著者	20	冊	
		③監修者・編集者	10	冊	
	a 著作	(2)テキストまたはジャーナルの著作 1)P2M 講習会や P2M セミナー用のテキスト執筆 ①著者	20	編	・ 一般の PM に関するテキストについては、左記の 半分のポイントとする。 * テキストを保管する。
		②共著者	10	編	
		③監修者・編集者	6	編	
		2) P2M に関するジャーナル記事の執筆 ①著者	20	編	・ 一般の PM に関するジャーナルについては、左記 の半分のポイントとする。 * ジャーナルを保管する。
		②共著者	10	編	
		③監修者・編集者	6	編	
	b 普及	(3)PM 受賞 PMAJ およびその他（準）公的機関、団体、企業など による PM に関する受賞者 ①P2M に関する受賞	10	件	・ 団体で受賞した場合は、左記の半分のポイントと する。 * 表彰状（写し可）を保管する。
		②一般の PM に関する受賞	6	件	
	d 講師	(4)講師 1) PM 関係のシンポジウム、ワークショップ、公式会議関係 ①講師	5	1 時間	* 指定様式(様式-B)による講義内容の記録を保管す る。
		②講演者	5	1 時間	
		③発表者（研究課題等）	5	1 時間	
		④討議者	5	1 時間	
		⑤座長・司会者	5	1 時間	
		2)大学等の学術教育に PM 教育の講師	2	1 時間	
		3)PMAJ が指定する P2M 資格講座	3	1 時間	

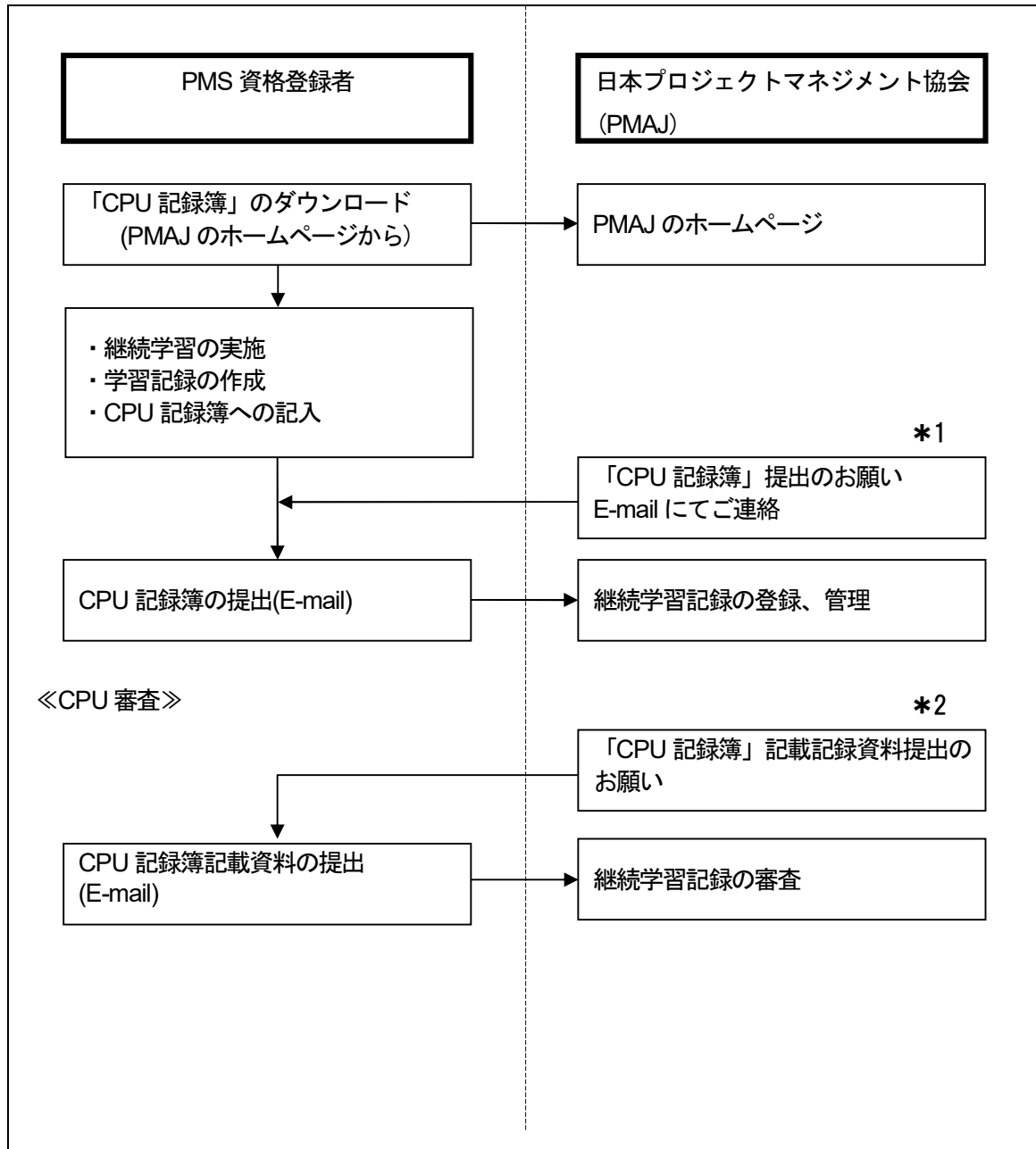
活 動 分 野	区分	活 動 内 容	CPU	CPU 単位	補 足 コ メ ン ト
Ⅲ 普及・啓蒙・教育 訓練		4)PMAJ 認定の教育機関による PM 教育	2	1 時間	以下のケースについては「企業内 PM 関連研修」の講師と同等とみなす。 ・ 学生のインターシップ指導 ・ PMAJ の認定外の教育機関の PM 教育の講師
		5)企業内 PM 関連研修	1	1 時間	
	e 普及	(5)PM 団体活動 (PMAJ、PMI、PM 学会等 PM 専門団体) ①PM 組織のリーダー・幹事として活動	2	3 ヶ月	・ 複数の組織において活動した場合においても 10CPU/年を上限とする。 * 指定様式(様式-C)による活動内容の記録を保管する。
		②PM 組織のメンバーとして活動	1	3 ヶ月	
	f 普及	(6)その他関連業務等参加 (1)～(6)に関連する業務をリーダー・幹事として活動	2	各単位	・ 年間の上限は 10CPU ・ PM 関連の社内勉強会等が対象となる。 * 参加の証跡となる記録 (様式任意) を保管する。
		(1)～(6)に関連する業務をメンバーとして活動	1	各単位	
Ⅳ 受講	a 受講	1)PM 関係のシンポジウム、ワークショップ、公式会議関係へ参加	1	1 時間	・ *1 学生のインターンシップを含む ・ *2 共催契約を締結した教育機関等が開催し、PMAJ が認定する講座を共催講座という。 ・ P2M クラブ会員または PMAJ 会員は年間 2CPU が付与される。
		2)大学、大学院等の正式な学術機関による PM 教育の受講	0.5	1 時間	
		3)*1 企業内 PM 関連教育受講	0.5	1 時間	
		4) PMAJ が指定する P2M 資格講座を受講	2	1 時間	
		5)*2PMAJ が認定する共催講座の PM 教育を受講	1	1 時間	* 指定様式(様式-D)による受講内容の記録を保管する。

「CPU 申請および資格継続」の手続き表



「継続学習の流れ」

以下は、プロジェクトマネジメント・スペシャリスト（PMS）継続学習基準の運用について資格登録者とPMAJ との間のやり取りのイメージをフロー図として示したものです。



※1：「CPU 記録簿」は別紙 4）参照

※2：「CPU 記録簿」記載記録資料別紙 4 参照

CPU記録簿 (入力フォーム)

第 1 年次CPU記録簿

申請年月日		2019年		5月		1日	
PMS資格認定番号:		認					
氏 名:							
E-mail:							
会員区分:		CPU		0		ポイント	
会員番号:		AJ				0.0	

活動分野	区分	項番	プロジェクト名	時間(hr)	加算点	CPUポイント
I 実務活動	a 実務	1	プロジェクト1			
			(プロジェクトマネジャー加算点)		0	0.0
		2	プロジェクト2			
			(プロジェクトマネジャー加算点)		0	0.0
		3	プロジェクト3			
			(プロジェクトマネジャー加算点)		0	0.0
		4	プロジェクト4			
		(プロジェクトマネジャー加算点)		0	0.0	
	5	プロジェクト5				
		(プロジェクトマネジャー加算点)		0	0.0	
	実務活動小計			0.0		0.0
		(プロジェクトマネジャー加算点)			0.0	

活動分野	区分	項番	研究レポート課題	P2M区分	CPUポイント
II 自主研究	a 自主研究	6	レポート1	0	0.0
		7	レポート2	0	0.0
		8	レポート3	0	0.0
		9	レポート4	0	0.0
		自主研究小計			

活動分野	区分	項番	書籍タイトル	著者区分	P2M区分	CPUポイント
III 普及・啓蒙・教育・訓練	a 著作	10	書籍1	0	P2M	0.0
		11	書籍2	0	P2M	0.0
		12	書籍3	0	P2M	0.0
		13	書籍4	0	P2M	0.0
		14	書籍5	0	P2M	0.0
		a著作(書籍)小計				0.0

活動分野	区分	項番	テキストまたはジャーナルのタイトル	著者区分	P2M区分	CPUポイント
III 普及・啓蒙・教育・訓練	a 著作	15	著作1	0	P2M	0.0
		16	著作2	0	P2M	0.0
		17	著作3	0	P2M	0.0
		18	著作4	0	P2M	0.0
		19	著作5	0	P2M	0.0
		a著作小計				0.0

活動分野	区分	項番	PM受賞対象の表彰名	個人・団体	P2M区分	CPUポイント
Ⅲ 普及・啓蒙・教育・訓練 (3)PM受賞	b 普及	20	PM受賞1	0	P2M	0.0
		21	PM受賞2	0	P2M	0.0
		22	PM受賞3	0	P2M	0.0
		b普及小計				0.0
活動分野	区分	項番	講演会、セミナー等の名称	時間(hr)	講演区分	CPUポイント
Ⅲ 普及・啓蒙・教育・訓練 (4)講師	d 講師	23	講師1	0	0	0.0
		24	講師2	0	0	0.0
		25	講師3	0	0	0.0
		26	講師4	0	0	0.0
		27	講師5	0	0	0.0
		d講師小計				0.0
活動分野	区分	項番	団体(活動)名称	期間(月数)	幹事区分	CPUポイント
Ⅲ 普及・啓蒙・教育・訓練 (5)PM団体活動 (PMAJ、PMI、PM学会等PM専門団体)	e 普及	28	PM団体活動1		0	0.0
		29	PM団体活動2		0	0.0
		30	PM団体活動3		0	0.0
		31	PM団体活動4		0	0.0
		32	PM団体活動5		0	0.0
		e普及小計				0.0
活動分野	区分	項番	その他関連業務	幹事区分		CPUポイント
Ⅲ 普及・啓蒙・教育・訓練 (6)その他関連業務等参加	f 普及	33	関連業務1	0		0.0
		34	関連業務2	0		0.0
		35	関連業務3	0		0.0
		36	関連業務4	0		0.0
		37	関連業務5	0		0.0
		関連業務小計				0.0
活動分野	区分	項番	受講講座名称	時間(hr)	講座区分	CPUポイント
Ⅳ 受講	a 受講	38	受講証明有1			0.0
		39	受講証明有2			0.0
		40	受講証明有3			0.0
		41	受講証明有4			0.0
		42	受講証明有5			0.0
		43	受講証明無1		0	0.0
		44	受講証明無2		0	0.0
		45	受講証明無3		0	0.0
		46	受講証明無4		0	0.0
		47	受講証明無5		0	0.0
		a受講小計				0.0

過去に取得したCPUの累計	0.0
今回取得したCPUの合計	0.0
今回分を加えたCPUの累計	0.0

様式-A

作成年月日 年 月 日

PMS 資格認定番号 認

氏 名

プロジェクト実務活動記録	
プロジェクトNo	
プロジェクト名称	
顧客先	
金額規模	百万円
プロジェクト開始・終了年月	年 月 ～ 年 月
うち従事期間	年 月 ～ 年 月
プロジェクトにおける貴殿の職位 該当のところにチェック	☐ 1. プロジェクトマネジャーあるいはリーダー（加算点対象者） ☐ 2. プロジェクトマネジャーあるいはリーダーの補佐（加算点対象者） ☐ 3. プロジェクトメンバー ☐ 4. プロジェクトスタッフ
《プロジェクトマネジャー加算点項目》 プロジェクトマネジャー等(上記1または2にチェック)は、担当プロジェクトの特徴として下記に該当する項目があればチェックする	
☐ 複雑なプロジェクトを遂行した。	
☐ 難度の高いプロジェクトを遂行した。	
☐ 新規性・創造性のあるプロジェクトを遂行した。	
☐ 企業貢献度の高いプロジェクトを遂行した。	
☐ 社会的影響度の高いプロジェクトを遂行した。	
☐ 大規模なプロジェクトを遂行した。	
☐ その他顕著な実績効果を伴うプロジェクトを遂行した。	
上記にチェックした理由	
《プロジェクトの概要と貴殿の果たした役割》	

CPU に関する Q&A

PMAJ 事務局

Q1. CPU のポイントは、いつから申請できるのですか？

A1. CPUポイント申請は1年毎にするものとし、合格年月から満1年経過した該当月から申請を受付けます。（ただし、1年目の 継続学習期間は、合格年月により満1年以上17ヶ月未満となります。下記表を参照して下さい。）

CBT試験月	資格有効期限	申請期間	1年目 継続学習期間	2年目以降 継続学習期間
2月合格者	3年後の3月31日	3・4月	合格年3/1～翌年3/31	翌年4/1～翌々年3/31
6月合格者	3年後の9月30日	9・10月	合格年7/1～翌年9/30	翌年10/1～翌々年9/30
10月合格者	4年後の3月31日	3・4月	合格年11/1～翌々年3/31	翌々年4/1～3年後3/31

＊資格の有効期限を、従来の有効期限（3/31、9/30）に合わせるように致します。

＊合格年月により、初年度のみ継続学習期間（申請対象期間）が13～17ヶ月になります。

＊CPUの申請は、資格認定証を受領した後でなければ行えません。

＊猶予期間内に必要な CPU ポイントを獲得できないと、資格は失効します。

Q2. CPU のポイントは、3 年間分をまとめて申請しては駄目ですか？

A2. CPU 取得の目的は、更新期間の 3 年間の間に年と共に進歩/変化する PM の技術や理論を吸収して、実践に役立つ資格のレベル維持を図ることにあります。従って、CPU ポイントをどこかで纏めて取るのではなく、3 年間の間に出来るだけ平均して取るように薦めています。そのために、1 年毎に区切ってポイントの申請をする方式を設けています。これにより申請者は、年毎に自分の取得ポイントや活動項目別配点が分かり、継続学習の計画を立てやすくなります。やむを得ず申請者が出張や事故で、学習が出来なかったり、申請が間に合わない場合は、配慮いたします。

Q3. 今年度の申請で、累計が 48 CPU ポイントを超えますが、超過分は次の 3 年に繰り越しは、できないのですか。

A3. 48 CPU ポイント超過分の繰越は出来ません。

Q4. 今まで CPU の申請をしていませんでした。今からでも申請できますか。

A4. 遡って過去の分の申請が可能です。CPU 申請時期になりましたら E-mail にてご案内しますので、ご確認後、CPU 申請をお願いします。不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせください。

Q5. PMS 資格の有効期間の 3 年間を過ぎてしまい、資格が失効となっていますが復活は可能ですか。

A5. 失効となっても遡って CPU の申請をすることができます。3 年間（CPU 登録の猶予申請提出する場合は 4 年間）で 48CPU ポイント以上を取得することにより、復活は

可能です。CPU の申請方法等詳細につきましては、PMAJ 事務局に相談して下さい。
それ以外の場合は再受験で合格していただく必要があります。

Q6. 既に資格を取得して3ヶ月になりますが、この間に行ったPM学習活動はどのように
なりますか？

A6. CPU ポイントのカウントは合格発表の時点から始まり、この間に行ったPM学習活動
や実績は有効で、ポイントの対象となります。

Q7. CPU 申請について、「PMAJ 認定の教育機関」の一覧はどこで確認可能ですか。

A7. 現時点ではまだ包括的な「PMAJ 認定の教育機関」はありません。

CPU は原則として講座毎に認定しております。認定している講座は、PMAJ のホーム
ページ「講習会・セミナー」タブをクリックし、「PM 公開講座」の項目で PMAJ
が共催しているものが対象講座です。

Q8. CPU の取得に必要な研修講座は、PMAJ が用意してくれますか？

そしてそれは有料ですか？

A8. PMAJ または PMAJ 指定の研修機関で、当該研修講座を年に複数回実施しています。
費用は原則として有料です。（公開講座については、PMAJ 会員は割引になります。）

Q9. 継続学習の形態の中に、「受講」がありますが、PMP®の資格維持のための継続学習
（集合研修やeラーニング）はCPUポイントの対象になりますか。

A9. PMAJ 主催および共催を除き PMP®資格維持のためのPMの受講をした場合は、「企
業内PM関連教育受講またはPMAJ認定外の教育機関のPM教育を受講」に該当し
ますので、1時間/0.5CPUポイントとなります。「プロジェクトマネジメント講習会
受講記録(様式-D)」に記録の上、保管してください。

Q10. 他のPM資格でも同様なポイント制をやっていますが、そのポイントと互換性は
あるのですか？

A10. P2M は他のPM資格と範囲や基準が違い、現状相互承認は進んでいませんので互換
性はありません。

Q11. 「PMS 資格更新申請書」のフォーマットはダウンロードできますか。

A11. 「PMS 資格更新申請書」につきましては、CPU 申請を頂き、3年間で48CPU以
上取得された事を当協会にて確認後、当協会からE-mailにてご案内を致します。そ
のE-mailのご返信にて申請頂く形となっています。

Q12. 過去のCPU取得ポイントの累計値をホームページ等で確認する方法を教えてください。

A12. 申し訳ございませんがホームページではご確認が出来ません。直接、PMAJ 事務局
にE-mail等にてお問合せ下さい。

Q13. CPU 申請の際、「CPU 記録簿」は、郵送するのでしょうか。

A13. 「CPU 記録簿」は、E-mail に添付して PMAJ 事務局に送信してください。

Q14. 1 回目の更新後、初回の CPU 申請する際、申請年次は、「4」ですか。それとも「1」ですか。また、累計は、「0」にリセットされるのですか。

A14. 更新後は 4 年次目になり、累計ポイントは「0」からのスタートとなります。

Q15. CPU の申請には、別途費用が掛かるのですか？また、更新料はどうなるのですか？

A15. ポイント申請には費用は掛かりません。3 年後の資格更新時には、更新料（PMS 本体価格 5,600 円（税込 6,048 円、2019 年 10 月からは 6,160 円））が掛かります。

Q16. 基準の 48 ポイントを取るのに、どの位の費用が掛かるのですか？

A16. 基準では、一つの活動に偏らずバランスよく取ることを薦めています。

プロジェクト業務に従事されている方であれば年間 10 ポイントを取得できますので、残りを研究・学習、普及・啓蒙・教育・訓練等の活動や PM 関連講習会等の受講で補うというパターンであれば比較的容易に 48 ポイントを取得できます。この場合の費用は研究に必要な書籍の購入費や講習会の受講料となり、3 年間で 2～3 万円程度と思われます。

Q17. PM 団体には、どのようなものがありますか？

A17. 国際プロジェクト・プログラムマネジメント学会、日本プロジェクトマネジメント学会、PMI 日本支部等があります。

Q18. 長期間未申請だったが資格を更新したい場合は？

A18. 中断した年次に遡って、まとめて申請することができます。

- ・ 異例の手続きなので事前に事務局に問い合わせください。
- ・ 原則として、CPU 記録簿と記載記録資料を一緒に提出することになります。

Q19. まとめて申請した年次に、CPU 審査の対象になった場合、審査の対象となる年次は？

A19. 基本的には、全年度が対象となります。

Q20. CPU 審査対象に選ばれると CPU 記録簿で計上したポイントを減らされるのでしょうか？

A20. 個々の証跡と記録簿への記入が適切に行われているかを確認するので、資格継続学習基準に沿っていない箇所があれば記録簿の記載内容の訂正をお願いすることになります。ただし、ポイント数については減る場合も増える場合もあります。

Q21. 更新後に、CPU 審査を受けた結果、CPU ポイントが減り、更新ポイントを達成できなくなった場合は？

A21. 記録簿および記載記録資料の再提出をお願いすることになります。

Q22. CPU 監査でのサンプリングの方法とサンプリング数は？

A22. ランダムサンプリングにより、CPU 対象者のうち数パーセントが選択されます。

Q23. CPU 審査の時期は？

A23. CPU 申請期間終了後、1 ヶ月を目途に（5 月末、11 月末）に実施されます。

Q24. CPU 審査の対象になった場合、PMAJ に資料を提出する期間は？

A24. PMAJ から「CPU 記載記録資料の送付のお願い」を受領してから 1 ヶ月以内にご提出してください。

以 上